

- 【出席率】 会員61名中45名
- 【ゲスト】 日新火災海上保険(株) 三条SS  
所長 菅野嘉洋様
- 【ビジター】  
柏崎RCより 植木康之君(ガバナーノミー)  
三条北RCより 山本 賢君
- 【先々週の出席率】 91. 23%
- 【先週のメイクアップ】
- 4/12 米山カウンセラー研修会へ  
佐藤秀夫君 吉井正孝君
- 4/15 田上あじさいRCへ  
船久保孝志君 佐々木常行君
- 4/16 地区スタッフ会議へ  
馬場信彦君 菰澤喜一郎君 鈴木 武君  
長谷川晴生君 佐藤嘉男君 馬場一敏君  
佐藤秀夫君 齋藤嘉一君 荒澤威彦君
- 4/17 三条東RCへ 飯山勝義君 嘉瀬 修君  
西巻克郎君 坂井範夫君



国際ロータリー会長  
ウィルフリッドJ. ウィルキンソン [カナダ]

第2560地区ガバナー 渡辺 敏彦 [新潟南]

第4分区AG 藤井 三明 [分水]

会 長 坂本 洋司

幹 事 船久保孝志

S A A 大 溪 秀 夫

事務局  
〒955-8666 三条市旭町2-5-10  
三条信用金庫本店内  
☎0256-35-3477 Fax 0256-32-7095  
E-mail info@sanjo-minami.jp  
URL <http://www.sanjo-minami.jp>



## 会長挨拶

坂本 洋司 会長



ご挨拶を申し上げます。  
先週は、親睦委員会のセッティングによりまして、「旬例会」を村杉温泉の長生館まで足を伸ばし、ご自慢のお料理を満喫することが出来ました。また、帰りにはお庭でライトアップされた満開の桜も見ることができ、大変楽しい一夜でございました。親睦委員会の皆様には心より御礼申し上げます。

本日は、柏崎から植木ガバナーノミーがご来訪されております。後程ご挨拶をいただけることになっておりますが、どうぞごゆっくりお過ごしいただきたいと思っております。  
また、本日の卓話は田代会員ですが、ゲストスピーカーとして日新火災海上保険の菅野所長よりお話を賜わります。菅野様よろしくお願い致します。

さて、今日は皆様もよくご存知の「くだおれ人形」で観光名所にもなっております、大阪道頓堀の大型食堂「くだおれ」が閉店するという事の報に、私自身の若かりし修行時代によく行ったことを思い出し、時代の流れを感じております。  
1949年に開店と言いますから、今年で59年目を迎えたこととなります。赤と白のストライプの衣装で太鼓を打つピエロを真似た人形は創業から店頭立ち、道頓堀のシンボルになっていたわけですが、創業者の考え方として

- 支店は出さない
- 家族だけで力を合わせて経営をする
- 看板人形を大事にする

この三点を経営方針として頑張ってきたそうですが、道頓堀の街が大きく変わり競合が厳しさを増す中、家族経営では限界になり、この度閉店を余儀なくされた

そうです。屋号とかシンボルの人形の取扱いは未だ未定とのことですが、先般、テレビのニュースで伝えておりましたが、阪神タイガースが買って甲子園の前に置いたらとの話が阪神タイガースの役員間で取り上げられ検討中とのことでした。

## 植木康之ガバナーノミニー ようこそ三条南へ



本日は、馬場ガバナーエレクト事務所に勉強に参りました。そして、せっかくの機会ですのでメイクアップにお邪魔させていただいたわけでした。2009~2010年度ガバナーを務めさせていただきます。どうぞ、その折には、地区の役員等を皆様をお願いするようになりますが、快くお受け下さいますよう、今からお願い申し上げさせていただきます。

クラブが変わるといろいろな違いがあり、興味深く見学させていただいております。例えば、スマイルBOX、柏崎はどこもコメントなどは付けず、お金をBOXに入れるだけです。とても楽しい企画ですね。席にしましても皆さんの名前が書かれたプレートが置いてあり、その席も定期的に変るとか・・・、楽しい例会運営に興味をそそられております。

我がクラブの自慢は例会会場。海に近く、どこまでも続く青い海と佐渡を見ながら食事を取ります。最高の景色です。どうぞ、機会がございましたら柏崎のクラブにメイクアップなさせて下さい。お待ち申し上げます。今後、何かとお世話になりますが、ご指導、ご支援を宜しくお願い致します。

## 表彰

ご協力に感謝申し上げます



米山功労者

嘉瀬 修君 田代徳太郎君

米山功労クラブ

三条南ロータリークラブ (19回目)



### 幹事報告

船久保 孝志 副幹事

#### ●2560 地区青少年交換委員会より 「2008年夏期交換学生」再募集のご案内

- ・交換先 ドイツ
- ・資格 派遣時、高校または大学在学中の者 (含 予備校生 専門学校生)
- ・受付期間 4月末日まで
- ・派遣、受入期間 (予定) 派遣 2008年7月31日出発 8月21日帰着予定  
受入 2008年7月10日~31日予定
- ・派遣学生が負担する費用 約200,000円

#### ●三条ロータリーアクトクラブより 「春一番 クリーン作戦」のご案内

- とき 4月29日 (火) 昭和の日 AM 7:00~
- 集合場所 三条市役所第2庁舎 (厚生会館隣) 前
- ☂/☀ 雨天決行、その際は雨具の用意をお願いします。  
また、軍手・トングをお持ちの方はご持参願います。

一週間の振り返り・・・心と心ほほえましいお話をBOXへ

# ニコニコボックス

～ 4月21日 37,000円 今年度累計 849,000円 ～

## \*米山奨学BOXにご協力いただきました 10,000円

三条北RC 馬場ガバナーエレクト、後少しですね。米山奨学基金に協力を致します。  
山本君 私は、米山奨学基金「メジャードナー」になれるまで頑張りたいと思います。  
皆様どうぞ。

坂本君 ○先週は、「旬例会」を村杉温泉・長生館で満喫させていただきました。親睦委員会の皆様方に感謝を申し上げます。  
○今日は、植木ガバナーノミニーが当クラブにご来訪、心より歓迎申し上げます。  
○外部卓話で日新火災海上保険の菅野所長よりお話を伺います。宜しく願い致します。

船久保君 日新火災保険 三条サービスセンター所長 菅野様、卓話宜しく願い致します。  
野崎君 先日11日、12日の母の葬儀に際しましてクラブより、そして会員の皆様よりご会葬頂き過分なるご香資を賜わり御礼申し上げます。

田代君 本日卓話当番の田代です。今日は、卓話を日新火災の菅野様にお願いしました。よろしく願い致します。

馬場(信)君 本日、植木ガバナーノミニーをお迎えしました。私同様に宜しくご支援をお願いします。  
石山君 菅野さん、卓話有難うございます。  
鈴木(圀)君 卓話の菅野様、ご苦労さまです。  
馬場(一)君 田代さん、卓話担当ご苦労様です。  
鈴木(武)君 春満々開！今日は植木ガバナーノミニーをお迎えして。  
渡邊(久)君 4月20日、今年初めてのゴルフを楽しみました。  
赤塚君 久しぶりです。BOXに協力  
荒澤君、佐藤(嘉)君、坂井(範)君、滝口君、銅冶君、野水君  
BOXに協力  
平松君 ニコニコ当番です。BOXにご協力有難うございました。

## 卓話

「人身事故（死亡事案）の対応について」 日新火災海上保険（株）  
首都圏損害サービス第2部  
三条サービスセンター所長 菅野 嘉洋様

私は、保険会社に入社しまして約10年間、交通事故の補償に関しての仕事をやってまいりました。交通事故と一口に言っても、ちょっと車をこすってしまったという程度のものから、車が大破するものまで様々です。保険会社は加害者の代わりになって被害者の方と解決するまでの交渉を行っていくことになるわけですが、その中でも対応に苦慮するものの一つとして、被害者の方が亡くなってしまう、いわゆる死亡事故があります。死亡事故というものは、金額的なこともさることながら、遺族の方々の感情的なものも踏まえると、解決にいたるまで非常に慎重に対応しなければいけない事案です。本日は、この場をお借りして、死亡事案に対する保険会社の対応の流れとどういったものが補償の内容となるのか、お話させていただければと思います。

まず、死亡の交通事故が発生した場合に保険会社が被害者へ連絡をとるタイミングですが、四十九日以降というケースが多いようです。このような事故が発生しますと、遺族の方としては補償云々というよりもまずは気持ちを整理してから、というのが通常ですので、ある程度ひと段落してからご遺族の都合に合わせてコンタクトをしていくこととなります。中には早く話を聞きたいという方もいらっしゃいますので、その場合は四十九日経過しなくてもお打合せをさせていただくこととなります。

最初のお打合せの内容は、今後話を進めていく上での遺族代表者の方の確認と補償に必要な書類の取り付けをご依頼することです。



具体的には、①被害者のご出生から亡くなるまでの戸籍謄本  
②請求権を持つ方の委任状 ③所得関係書類 ④死亡診断書  
⑤治療費、葬儀費領収書等です。

上記の書類がとり揃いましたら、具体的に補償の打合せに進んでいきます。それでは、主にどのようなものが補償の内容となるのか、簡単にご説明させていただきたいと思います。

### 1. 補償内容

主たるものとしては、①逸失利益 ②慰謝料 ③葬儀費の3点。

#### ①逸失利益

生きていれば（健常であれば）将来得られることができたであろう利益。金額的には一番大きい部分。  
計算方法

基礎収入額（年収） × （1 - 生活費控除率） × 就労可能年数（ライプニッツ係数）

**年収** 前年度の所得が基本となる。無職者、若年者（高齢者）の場合は、年齢別の平均賃金（賃金センサス）を基にして算出するので、ゼロということはない。

**生活費控除率** 本人はもういないため収入に対して生活費の部分を控除。扶養者のあるなし、性別等によって30%~50%程度の幅あり

扶養者なし→50% 扶養者あり→30%程度が多いように思われる。

**就労可能年数** 原則として67歳まで、未成年者は18歳（もしくは大学卒業）からを始期とし、67歳以降の高齢者は平均余命年数の1/2程度を勘案する。

・中間利息控除 将来にわたる補償を一括で支払うことになるので、その分の利息を控除するという考え方。年5%の割合で控除。実務上は就労可能年数におけるライプニッツ係数というものをを用いる

#### 【計算例】

年収500万円 30歳独身男性 就労可能年数 37年→ライプニッツ係数 16.711  
500万円 × （1 - 50%） × 16.711 = 41,777,500円

#### ②慰謝料

扶養者の有り無し等での差あり。自賠責保険900万円~1300万円（遺族の人数に応じて決まる）  
裁判ベースだと2000万円~2800万円程度。個別に具体的な斟酌事情がある場合は増減される。

#### ③葬儀費

実額ではなく、一定の金額で保証されることが多い。100万円~150万円程度

補償内容でご了解が得られましたら、免責証書（いわゆる示談書）を取り交わして示談解決となります。

以上、流れをご説明させていただきましたが、全てが円満に示談に至るかというところではありません。中には訴訟となるケースも当然ですがございます。難しいケースとなるのは、金額云々と言うよりも気持ちの部分によるところが大きいと思われれます。加害者側となった方々の葬儀への参列やその後のご挨拶等の誠意ある対応が、円満な示談解決に不可欠であると思えます。

死亡事故に限らず、交通事故が発生しますと、被害者側も加害者側も相当なご心労を抱えてしまうこととなります。基本的なことではございますが、事故を起こさない、もしくは遭わないよう注意するのが一番大切なことですので、皆様安全運転の程よろしくお願い申し上げます。

## 四つのテスト

一言行はこれに照らしてから

I 真実か どうか

III 好意と友情を深めるか

II みんなに公平か

IV みんなのためになるか どうか